

## 「まん延防止重点措置」の適用に伴う新型コロナ感染拡大防止のための 集中対策期間における市立学校の対応について

新型コロナの感染レベル 2 への引上げ及び「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえ、新型コロナ感染拡大防止のための集中対策として市立学校の対応を、次のとおりとします。

### 1 対策期間

2022 年（令和 4 年）1 月 9 日（日）～1 月 31 日（月）まで

### 2 内容

#### (1) 考え方

広島県の感染状況がレベル 2 であることを踏まえ、各学校は感染レベル 2 の中でも「拡大局面」であることを認識し、引き続き感染症対策を徹底した上で教育活動に取り組む。

#### (2) 基本的な感染拡大防止対策の徹底

- ・ 児童生徒又は教職員に発熱等の風邪の症状がある場合は、自宅等での休養を徹底すること。同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とする。
- ・ 飲食時には、マスクを外した状態での会話は行わないよう、黙食の指導を徹底すること。また、登下校時の飲食は控え、すみやかに帰宅するよう児童生徒に指導すること。
- ・ 休日において不要不急の外出を控える、友人同士の家間間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、感染が広がらないよう注意すること。

#### (3) 他地域への移動

- ・ まん延防止等重点措置が適用された地域や、今後、緊急事態措置が適用される地域との往来は、最大限、自粛すること。また、都道府県が住民に対しての不要不急の外出自粛を要請する地域又は感染の状況や医療のひっ迫の状況を表すレベルが「レベル 2（警戒を強化すべきレベル）」相当の地域との往来については、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。
- ・ まん延防止等重点措置区域  
沖縄県全域、山口県（岩国市と和木町）、広島県（広島市、江田島市、廿日市市、呉市、大竹市、府中町、海田町、坂町、東広島市、竹原市、三原市、尾道市、福山市）

#### (4) 授業

- ・ 原則対面とし、臨時休業等によりオンラインによる授業配信は必要となった場合には、児童生徒等の家庭の通信環境等に留意し、通信環境の整わない児童生徒等がいる場合には関係課と連携すること。
- ・ 次の活動は、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高いことから、実施しないこと。
  - (ア) 「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
  - (イ) 理科における「児童生徒同時が近距離で活動する実験や観察」
  - (ウ) 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
  - (エ) 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
  - (オ) 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

#### (5) 部活動について

- ・ 原則、中止とする。
- ・ ただし、学校長の認める最小限の活動（学校体育団体主催大会等）については、感染リスクを低減させた上で実施できる。

その場合、学校の休業日においても1日の活動時間は、2時間以内（大会への出場等を除く。）とする。また、他校との練習試合及び合同練習（合同チームを除く。）は行わない。

#### (5) 宿泊を伴う行事について

- ・ 「まん延防止等重点措置」適用期間中に計画している宿泊を伴う行事は、延期等の対応をする。